

2024年11月

お客さま 各位

みちのく銀行

青森銀行との合併に伴うATM取引の一部制限の変更について

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

当行では「振り込め詐欺」等の被害防止の取り組みとして、お客さまの大切な預金をお守りするため、ATM取引の一部制限を行っておりますが、2025年1月1日の青森銀行との合併に伴い、ATM取引の一部制限について下記の通り取り扱いを変更いたしますのでお知らせいたします。

対象のお客さまにはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象のお客さまとATM取引の一部制限に関する変更内容について

合併日以降、ATM取引の一部制限にかかる取り扱いについて下記のとおり変更いたします。

	一部制限の対象となるお客さま	制限内容
現在 (合併前)	次の①、②の全ての条件を満たすお客さま ①満70歳以上のお客さま ②過去1年間、キャッシュカード等に関わるATM取引で1日あたりの合計支払額が30万円以下の方	キャッシュカード等に関わるATM取引の1日あたりの合計支払限度額を30万円としております。
合併後	次の①、②の全ての条件を満たすお客さま ①満65歳以上のお客さま ②過去3年間にATMにおける通帳・キャッシュカードによる振込実績がない方	ATMでの通帳・キャッシュカードによるお振込みを停止いたします。 ※ATMでの通帳・キャッシュカードによる「お預入れ」「お引出し」は、制限なくご利用可能です。

※なお、合併以前に一部制限の対象となっているお客さまにおかれましては、お客さまからの解除のお申し出・お手続きがない限り、合併日以降も合併前と同様の制限を継続させていただきます。

2. 取扱変更日（合併日）

2025年1月1日（水） ※ATMは1月5日（日）よりご利用いただけます。

3. その他

利用制限の解除をご希望されるお客さまは、本人確認資料（免許証、マイナンバーカード等）のほか、通帳またはキャッシュカードをご持参のうえ、当行本支店窓口でのお手続きが必要となります。

4. 本件についてのお問合せ先

当行取引店、またはお近くの当行本支店窓口へお問合せください。

以上